

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号、令和7年(ワ)第419号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外184名

被告 北陸電力株式会社

令和8年4月1日

弁論の更新に当たっての意見書
(訴訟進行に関する意見について)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

乾 と



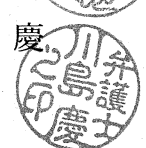
同

美 谷 拓



同

川 島



目 次

1	はじめに（本件訴訟の概要）	3
2	新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきこと	3
(1)	原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当たっては、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきこと	3
(2)	本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は令和6年能登半島地震の知見も踏まえて着実に進捗しており、本件訴訟においても同適合性審査を踏まえた審理・判断がなされるべきこと	5
(3)	本件原子力発電所の運転（再開）が差し迫っておらず具体的危険の切迫性の要件を満たさないことから人格権侵害の有無の判断の前提を欠くこと	8
(4)	新規制基準適合性審査が継続中の現在においても本件原子力発電所の安全性は確保されていること	10
3	まとめ（今後の主張・立証予定等）	11
別 紙		12
別 表		16

被告は、令和8年4月27日開催予定の第48回口頭弁論で弁論の更新がなされるに当たって、訴訟進行に関する意見について、以下のとおり申し述べる。

1 はじめに（本件訴訟の概要）

本件訴訟は、訴状によれば、石川県ほか17道府県所在の原告ら185名¹が、本件原子力発電所の危険性、耐震性の欠如、事故時の被害予測、防災対策の不備等を理由として、「環境権」や「人格権」が侵害される具体的危険があると主張し、同発電所を設置管理する被告²に対し、妨害予防請求として、本件原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求めている事案である。

2 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきこと

(1) 原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当たっては、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきこと

そもそも、原子力発電所の安全性の判断については、原子力工学はもとより、将来の予測に係る事項も含めた多方面にわたる極めて高度な最新の科学的・専門技術的知見に基づく総合的な判断が必要とされているところである。

そのため、原子力規制委員会設置法や核原料物質、核燃料物質及

¹ 訴状の原告目録によれば、原告らのうち、最も遠い鹿児島県に居住する者は本件原子力発電所から約800キロメートル以上離れている。

² 被告は、一般の需要に応じて電気の供給を行う小売電気事業（電気事業法2条1項2号）及び発電事業（同法2条1項14号）を営んでいる。

なお、被告が営んでいた一般送配電事業（同法2条1項8号）は、令和2年4月に北陸電力送配電株式会社に承継された。

び原子炉の規制に関する法律は、原子力発電所の安全性に関する具体的審査基準の制定及び申請に係る原子力発電所の当該基準への適合性審査について、高度の専門的知識と高い独立性を持った原子力規制委員会の合理的な判断に委ねることとしている。

そこで、原子力規制委員会は、各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見を集約し、公開の議論及び意見公募手続等を経て、平成25年7月8日に新規制基準を施行した。

かかる原子力発電所の法規制を考慮すると、原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当たっては、原子力規制委員会が用いた具体的審査基準に不合理な点があるか、あるいは当該原子力発電所が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かが対象とされるべきである（福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号80頁、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号4頁、名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414合併号71頁（いずれも確定）等³）。

よって、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実となることは明らかである。

³ 同様の趣旨に立った確定した主な裁判例として、高松高等裁判所平成30年11月15日決定・判例時報2393・2394合併号383頁、福岡高等裁判所令和元年7月10日決定・裁判所ウェブサイト、福岡高等裁判所令和元年9月25日決定・公刊物未登載（乙D65）、大阪高等裁判所令和2年1月30日決定・裁判所ウェブサイト、広島高等裁判所令和5年3月24日決定・裁判所ウェブサイト（乙D59）、大阪高等裁判所令和6年3月15日決定・裁判所ウェブサイト（乙D60）、広島高等裁判所令和6年5月15日決定・裁判所ウェブサイト（乙D61）、名古屋高等裁判所金沢支部令和7年11月28日決定・裁判所ウェブサイト（乙D67、乙D68）、福岡高等裁判所令和8年1月20日判決・裁判所ウェブサイトがある。

(2) 本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は令和6年能登半島地震の知見も踏まえて着実に進捗しており、本件訴訟においても同適合性審査を踏まえた審理・判断がなされるべきこと

前記(1)で述べたとおり、民事運転差止訴訟においては、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきである。

同適合性審査においては、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る安全性をはじめ、発電所の施設・設備等のプラント側における設計基準事故対策、重大事故等対策等、多くの項目について、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的・専門技術的知見に基づく総合的な判断が予定されているところ、プラント側の審議に先立ち、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る審議が実施されるのが通例である。

本件原子力発電所については、平成26年8月12日の新規制基準適合性審査申請以降、令和8年3月末までに、以下の各項目に係る審議が完了したことから、現在、敷地周辺の断層（陸域・海域）を中心に審議が行われており、断層の位置、長さ等の評価を踏まえ、発電所の施設・設備等の耐震設計に用いる基準地震動についての審議や、基準津波、プラント側の審議が実施される予定である（別紙1ないし4及び別表参照）。

・第1121回審査会合（令和5年3月3日）：別紙1

敷地内断層に係る審議完了

・第1321回審査会合（令和7年2月21日）：別紙2

火山事象に係る審議完了

・第1334回審査会合（令和7年4月11日）：別紙3

地下構造に係る審議完了

・第1358回審査会合（令和7年9月12日）：別紙4

基準地震動のうち「震源を特定せず策定する地震動」に係る
審議完了

以上のとおり、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は、着実に進捗しており、残る審査項目についても、引き続き、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく審査が継続される見通しである。

そして、第26回口頭弁論（平成30年3月26日）において、御庁は、「原子力規制委員会による規制基準適合性の審査と裁判所による人格権侵害の有無の審理・判断は別個のものではあるものの（略）原子力規制委員会の判断を待った上、これを踏まえて審理及び判断をするのが相当と考える。」との見解を示されている⁴。

なお、令和6年1月1日、石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震（以下「令和6年能登半島地震」という。被告は、新規制基準適合性審査申請において、能登半島北部沿岸域断層帯につき、マグニチュード8.1の地震を想定していた。）が発生したところ、令和5年度第57回原子力規制委員会（令和6年1月10日）にお

⁴「敷地及びその周辺の地質・地質構造に関する調査に係るこれまでの被告のデータ拡充の状況等に照らせば、少なくとも、現時点では、被告がことさらに調査を遅延させているとか、被告の重大な落ち度によって調査が遅延しているとは認められず、現時点で、判決に熟しているとして被告の主張立証を打ち切るべきものとは認められない。原子力規制委員会による新規制基準適合性の審査と裁判所による人格権侵害の有無の審理・判断は別個のものではあるものの、両者は、本件の中心的争点である活断層に係る判断では、判断の基礎となる事実関係が相当程度重なり合うものといえるし、当該審査には、多方面にわたる極めて高度な科学的、専門技術的知見を要するところ、原子力規制委員会は、各専門分野の学識経験者を擁し、その専門性、独立性が確保されていることからすれば、同今後の審理経過に照らして、被告の更なる主張立証を時機に後れた攻撃防御方法として却下すべき場合を除き、活断層に関する原子力規制委員会の判断を待った上、これを踏まえて審理及び判断をするのが相当と考える。」（第26回口頭弁論調書参照。下線は被告による）

いて、原子力規制庁から「志賀原子力発電所に関して、原子炉の止める・冷やす・閉じ込めるの機能、そして、使用済燃料の冷却の状態には異常がないといったことを確認できました。」（甲A104の3頁）との報告がなされている。

その上で、断層や地震動に関する審査を担当する山岡耕春・原子力規制委員会委員は、令和7年度第50回原子力規制委員会（令和8年1月7日）において、「志賀の関係ですけれども、ちょうど2年前に能登半島地震があって、その対応、あるいはその新知見をずっと集めてきたところでございますが、そちらに関してはかなり知見はそろってきたと感じておりますので、それに関する審査は進んでいくものと思われませんが、その一方で地理院の活断層図⁵や、近々、今月14日ですけれども、東京大学出版会から日本の活断層総覧⁶というものが出てきて、陸上の活断層に関する新しい知見が出るという状況なので、それに対応するところが若干今後必要になってくると考えております。引き続ききっちりと対応していきたいと思っています。」（議事録⁷15頁）として、海域の断層評価等の令和6年能登半島地震に係る知見が出揃ってきたことから審査が進んでいくこと、また、陸域の断層評価に係る新たな知見をも踏まえて審査を行っていくことを述べている。

よって、本件訴訟においても、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査を踏まえた審理・判断がなされるべきである⁸。

⁵ 鈴木康弘・後藤秀昭・松多信尚・渡辺満久（2025）：1:25,000 活断層図「富来」．国土地理院．

⁶ 宮内崇裕・堤浩之・石山達也・楮原京子・金田平太郎・後藤秀昭・田力正好・廣内大助・松多信尚（編）（2026）：日本の活断層総覧、東京大学出版会．

⁷ <https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100015154-006-001.pdf>

⁸ なお、新規制基準適合性審査が行われている原子力発電所のうち、本件原子力発電所と同じBWR（ABWR）（沸騰水型軽水炉（改良型沸騰水型軽水炉））

(3) 本件原子力発電所の運転（再開）が差し迫っておらず具体的危険の切迫性の要件を満たさないことから人格権侵害の有無の判断の前提を欠くこと

本件訴訟は、妨害予防請求として本件原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求めている事案であるところ、人格権に基づく妨害予防請求としての差止訴訟において、人格権侵害の具体的危険の存在は、原告らが主張立証しなければならない⁹。

前記(2)で述べたとおり、現在、原子力規制委員会において、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査が継続されており、被告は、現在実施中の安全性向上工事を完了するとともに、同適合性審査に合格しない限り、本件原子力発電所を運転（再開）することはなく、運転しない限り、運転中の重大な事故発生による人格権侵害の具体的危険はおよそ生じ得ない¹⁰。

この点、御庁が示された「期日指定に当たっての準備事項（平成30年12月13日）」別紙記載の大間原子力発電所に係る平成3

につき妨害予防請求として将来の運転（再開）の差止めを求める民事訴訟においても、審査が継続中という状況を踏まえ、慎重な審理が続行されている。

例えば、中国電力島根原子力発電所3号機（平成25年4月24日、松江地方裁判所に提訴）や電源開発大間原子力発電所（①平成26年4月3日、東京地方裁判所に提訴。②平成22年7月28日、函館地方裁判所に提訴。平成30年3月19日、第一審判決・請求棄却。同月28日、札幌高等裁判所に控訴）。

⁹ 差止請求については「損害賠償と差止めでは、行為者に対する規制の強さや意味が決定的に異なる以上（略）損害賠償の場合とは異なったより厳格な要件が必要とされることは当然である。」（窪田充見『不法行為法（第2版）』456頁（有斐閣、2018））と指摘されている。

¹⁰ 本件訴訟は、本件原子力発電所の運転（再開）という将来の行為に対する妨害予防請求としての運転差止訴訟であり、本件原子力発電所が現に存在していることに対してこれを除去することを目的とした妨害排除請求としての建物収去請求訴訟ではないから、審理・判断の対象となるべきは、新規制基準への適合性が確認され、被告が本件原子力発電所の運転を再開した時点における人格権侵害の具体的危険性の有無である（平成28年6月9日付け準備書面(22)5頁、平成29年6月26日付け準備書面(31)28頁参照。福井地方裁判所平成12年3月22日判決・判例時報1727号77頁（確定）も同旨）。

0年3月19日函館地方裁判所判決・裁判所ウェブサイトは、下記のとおり判示している。

- ・「原子力規制委員会の安全審査が未だなされておらず、本件原発の運転開始の目途も立っていない現時点においては、重大事故発生による放射性物質の放出等の具体的危険性を認めるのは困難であり、裁判所が規制委員会に先立って安全性に係る具体的審査基準への適合性について審査することは相当ではないから、審査基準に適合しないとの理由で建設・運転の差止めを認めることはできない」（裁判所ウェブサイト掲載「判示事項の要旨」¹¹）

また、本件訴訟と同様に、人格権に基づき本件原子力発電所の運転差止等を求めた事案である、富山地方裁判所令和5年（ワ）第242号に係る同裁判所令和7年3月24日判決（確定。乙D号証として提出予定）も、下記のとおり判示している。

- ・「本件設置変更許可申請等に対する原子力規制委員会の安全審査及び処分がされておらず、本件原子力発電所の再稼働について具体的な目途も立っていない現時点において、本件原子力発電所に重大な事故発生の具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が原子力規制委員会の審査に先立って、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が本件原子力発電所の運転の差止めを命じることはできないというべきである。」（判決書19頁）

よって、現時点においては、原告らの運転差止請求は、具体的危険の切迫性の要件を満たさず、人格権侵害の有無の判断の前提を欠くものと言わざるをえない¹²。

¹¹ <https://www.courts.go.jp/hanrei/87632/detail4/index.html>

¹² 交通事故による人身傷害など既に発生した損害についてその填補を求め

(4) 新規制基準適合性審査が継続中の現在においても本件原子力発電所の安全性は確保されていること

原告らの主張が、いずれも本件原子力発電所の運転（再開）による原告らの人格権侵害に具体的に結び付くものでないことは、これまで答弁書及び準備書面で述べたとおりであるが、本件原子力発電所は、新規制基準適合性審査が継続中（運転停止中）の現時点においても、様々な安全対策により高度の安全性が確保されている¹³。

なお、被告は平成23年以降、本件原子力発電所の運転を停止していることに伴い、燃料を原子炉には装荷せず全て使用済燃料貯蔵プール内に保管しているところ、同プールについては、原子炉同様、各種注水・冷却対策が講じられ、十分な安全性が確保されている。さらにいえば、運転停止から10年以上経過していることから、同プール内の使用済燃料は十分に冷却が進んでいる¹⁴。

よって、現時点において原告らの人格権侵害の具体的危険はない。

る損害賠償請求や、騒音、ばい煙など現に発生している損害についてその拡大防止を求める妨害排除請求としての差止請求と異なり、将来の行為に対する妨害予防請求としての差止請求に過ぎない本件訴訟において、将来の行為が現実化していない現時点であえて請求権の有無を判断すべき理由は見当たらない（原子力発電所に係る事例ではないが、乙D29：東京高等裁判所平成2年6月27日判決・判例時報1369号98頁（確定）も同旨）。

¹³ 被告は本件原子力発電所において、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策を実施し、主要な建屋の水密化や電源車の配備を実施したことに引き続き、標高15メートルの防潮堤の設置や免震構造の緊急時対策棟の設置等の更なる対策、原子炉建屋屋根トラスや原子炉建屋クレーン、配管や電路等の耐震補強、万一炉心が大きく損傷した場合でも発電所敷地外への放射性物質の放出を大幅に低減させるフィルタ付ベント装置の設置等の安全性向上施策を実施している（準備書面(22)14ないし17頁参照）。

¹⁴ 本件原子力発電所のように停止中の発電所につき、更田豊志・原子力規制委員会委員長（当時）は、令和2年6月16日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、「長期間停止中の原子炉においては、長期間にわたってこの冷却が継続しておりますので、燃料から発生する発熱量は既に小さなものとなっています。」として、放射性物質放出の危険性は極めて低い旨説明している。

3 まとめ（今後の主張・立証予定等）

以上のとおり、①妨害予防請求として原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求める民事訴訟において人格権侵害の具体的危険の有無を判断するに当たっては、将来の予測に係る事項を含めた科学的、専門技術的判断となることから、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきであり（前記2(1)）、②本件原子力発電所の新規制基準適合性審査については、令和6年能登半島地震の知見も踏まえて着実に進捗しており、本件訴訟においても、同適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきである（前記2(2)）。

また、③本件原子力発電所の運転が差し迫っていないこと（前記2(3)）、④本件原子力発電所は新規制基準適合性審査が継続中の現時点においても様々な安全対策により高度の安全性が確保されていることから（前記2(4)）、仮に原告らが早期の判断を求めるのであれば請求棄却（あるいは却下）の判決がなされるべきであるが、紛争の一回的解決の観点からも、事実審の第一審として、本件原子力発電所の同適合性審査を踏まえた審理が十分に尽くされるべきである。

この点、被告は、現在審議中の敷地周辺の断層の評価や同評価を踏まえて審議が行われる基準地震動（敷地ごとに震源を特定して策定する地震動）といったその他の審査項目につき、新規制基準適合性審査の進捗状況を引き続き報告するとともに、原子力規制委員会の判断に基づき、順次、主張・立証（反証）していく予定である。

また、原告ら準備書面にも必要に応じて反論していく予定であり、まずは、令和8年1月9日付け原告ら第62準備書面に反論する予定である。

以上

志賀原発「活断層なし」

規制委が結論

北電の主張認める 2号機再稼働に道

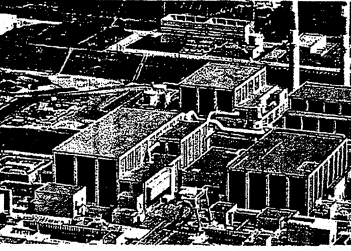
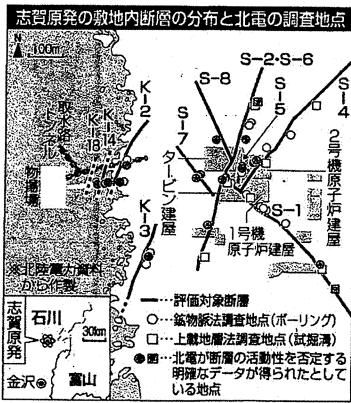
3/4
北日本
(い)

原子力規制委員会は3日、北陸電力志賀原発2号機(石川県志賀町)の新規制基準適合性審査(安全審査)の会合で郡内で開き、焦点となっていた敷地内の評価対象断層10本について、「活断層ではない」とする北電の主張を認めた。規制委の有識者調査団は06年、一部を「活断層の可能性がある」としていたが、追加データの提出を受けて評価し直した。再稼働に向けた審査は大きく進展する。

北電が審査を申請したのは2014年8月で、活断層の有無を巡って審査は長期化した。今後は原発の耐震設計の目安となる地震の揺れ「基準地震動」や施設の安全対策などの審査に移る。北電は再稼働時期を早ければ「26年1月」と見込むが、順調に進んでも再稼働までには数年を要するとみられる。

新規規制基準は「13万12万年前以降の活動が否定できない断層」を活断層と定義。その上に原子炉建屋など重要施設を置くことを禁じている。志賀原発は審査で評価対象断層が活断層と認定されれば、廃炉になる可能性があった。

北電は会合で、断層を横断する鉱物の状態を調べる「鉱物脈法」を新たに用いた調査データなどを改めて示し「10本いずれも活動性は認められない」と説明した。規制委の石渡明委員は「活断層ではないと判断できる証拠がたかくさじ得られ



た」と述べ、北電の主張を妥当だと判断。廃炉は回避された。志賀原発は11年10月から稼働を停止。規制委の有識者調査団が16年にまとめた評価書で、1号機直下を通る「S-1」断層について「活断層と解釈するのが合理的」「S-2・S-6断層を「活動した可能性がある」と判断された。その後

志賀原発2号機の再稼働を目指す北電に対して、敷地内断層問題は新規規制基準適合性審査の最大の課題だった。基準では活断層上に重要施設を置くことを禁じており、活断層があるとなれば廃炉を迫られる可能性があるためだ。

志賀原発を巡っては、規制委の有識者調査団が2016年、一部の断層を「活断層と解釈されるのが合理的」と評価。北電はまずこの内容を覆すことが求められる。マイナスからの出資(「石渡明委員」となった。それでも新たな調査手法を用い、約20回の会合を繰り返した。活断層ではない」との評価に至った。有識者調査団の評価を審査会合で覆したのには、東北電力東通原発1号機(青森県)に於いて全国の例もない。再稼働に向けた「許可」を得るためのハードルは非常に高い。想定される地震や津波の規模、建物の安全性などの審査が控

「最大の壁」越える

全国ではこれまで26基が再稼働を申請し、うち10基が再稼働しているが、いずれも「加水型」。東京電力福島第1原発や志賀原発のような「沸騰水型」と呼ばれるタイプは被ばく対策に必要な設備が乏しくなる。再稼働への道は依然として険しい。

各地の原発の再稼働が進まない中、政府は昨年末、脱炭素化に向けた基本方針を決定。岸田文雄首相が進める脱炭素の動きは、北電の追い風になる可能性がある。

電気料金の抜本的な値上げを申請している北電は、値上げ幅の抑制につながる再稼働を26年1月に実現する目標も掲げている。もみり値上げ抑制で、今期中に過去最大の1000億円の赤字を見込む。北電の経営改善は不可欠だ。ただ、原発への接続に不信感を醸成してきて、再稼働に進むべきではない。北電には今後とも安全対策に風を向くことに加え、地元への不安に向き合っていく必要がある。(土屋裕(長)

規制委は評価対象を10本に拡大。活動性の有無を判断するため、安全審査会合や現地調査を重ねていた。今回判断が覆ったことで、廃炉は不可避とみられていた。志賀原発敷地内に活断層はないとする北電の主張が認められた安全審査会合で。

原子力規制委員会が志賀原発2号機の安全審査会合で敷地内に活断層はない」とする北電電力の評価を妥当と判断したことを受け、北電は3日、「再稼働に向けた審査のステップとして大きな一歩」とのコメントを出した。

敷地内断層について「徹底的な調査を踏まえた評価を行っており、専門的・技術的な観点から厳格な審査が行われた」と強調。「地元への了解を大前提に、一日も早い再稼働を目指す」とした。



火山影響評価「妥当」

原子力規制委 志賀2号機審査終了

北日本(1) 2/22

原子力規制委員会は21日、北陸電力が再稼働を旨指す志賀原発2号機(石川県志賀町)の新規制基準適合性審査を開き、火山影響の評価について「おおむね妥当」だと認めた。火山影響の審査は今回で終了し、次回以降は周辺海域の断層や地下構造を評価する。

志賀原発の火山影響審査は2024年10月に始まり、今回で3回目。火砕流の到達可能性を確かめる「立地評価」と、火山灰堆積量を確認する「影響評価」の2段階で実施してきた。規制委はこれまでの審査で、「立地評価」を「おおむね妥当」だと認めたが、「影響評価」は志賀原発か

ら146㊦離れた御嶽山(長野・岐阜県)に関する資料の拡充を要望しており、審査が続いていた。この日の審査で北電は、拡充したデータを基に、御

嶽山の地下にマグマだまりの存在を示す構造はなく、志賀原発の運用期間中に大規模噴火する可能性は十分に小さいと主張。志賀原発に降り積もる火山灰につい

ては厚さ10㊦、粒の大きさを3㊦以下と説明し、いずれも規制委の理解が得られた。

これで志賀原発に影響を及ぼす可能性がある17火山の評価が全て終了した。北電の小田満広常務執行役員は、今回決まった火山灰の厚さと粒の大きさは、施設的设计基準や重大事故対策を確認するプラント審査で使用すると説明した。

令和7年2月22日 北國新聞

基準地震動策定へ前進

志賀原発 規制委が審査会合

4/12
大(1)

原子力規制委員会は11日、北陸電力志賀原発2号機の再稼働の前提となる新規制基準適合性審査会合を部内で開き、原発敷地の地下構造について議論を再開した。北電側は、地下で地震が発生しても、揺れ方に特異な影響を与えるような地盤ではないと説明。これに規制委側が「おおむね妥当」と応じた。地下構造の審査が一段落し、建屋の耐震設計の目安となる揺れ「基準地震動」の策定に向けて一歩前進した。

北電の地下構造評価「妥当」



地下構造の審査では、北電側が地下の岩盤の深さや厚さ、地下で発生した地震の波が原発敷地まで伝わる速度などを数値化した「地下構造モデル」を示し、議論した。地下構造に関する審査会合は2023年10月以来となった。

23年10月の会合では、規制委側が敷地内地下の2地点と比較した時に、花崗岩の地盤に高低差が約180メートルあると指摘し、地震動に影響があるかどうか追加のデータを求めている。

今回の会合では、北電側が、高低差がある場合と、高低差がない場合で地震動に変化がないシミュレーション結果の比較について議論する審査会合 北電側

中間結果を示した。地震半減係数で得た揺れ記録や知見を加えた地下構造モデルも提示し、揺れ方に特異な影響を与えようとする地盤ではないと、あらかじめ主張した。これに対し、規制委側は、北電側が示した資料の整理を求めたものの、主張については「おおむね妥当」と了承した。

このほか、志賀原発の敷地周辺の地盤に関し、発生している層の深さも議論した。これについては、敷地周辺にある複数の断面の議論が決定していないことから、今後明らかになる地震動の知見を加えて再確認することでも申し合わせた。

原発の再稼働に向けては、基準地震動と、想定される津波の高さ「基準津波」の策定が、今後の審査の大きなヤマ場となる。規制委はその揺れや津波に耐える施設かどうかを最終的に判断する上で重要だ。

地下構造の審査を終え、北電は今後、並行して進めている海城断層の議論を前進させたい考えだ。

令和 7 年 4 月 1 2 日 北國新聞

震源特定しない地震動

9/13
北朝(6)

北電の評価「妥当」

志賀2号機 規制委が審査

原子力規制委員会は12日、北陸電力が再稼働を目標としている志賀原発2号機(石川県志賀町)の新規制基準適合性審査会合を都内で開いた。活断層が確認されていなかったものの発生した過去の地震を踏まえ、志賀原発敷地の地震動について議論した。北電はこうした「震源を特定しない地震動」の算定値を説明。規制委は「おおむね妥当」と認めた。



志賀原発敷地の地震動の評価について説明する北電の担当者(右側)。＝原子力規制委員会

審査は現在、発電所の基準地震動(最大想定揺れの揺れ)を算定するための議論が進められている。

基準地震動を決めるには、「地下構造」「震源を特定しない地震動」の3つを定めることが必要。4月の前回審査会合で地下構造の評価を終え、基準地震動が決まれば、発電所の耐震性を評価できる。

震源を特定した地震動は、実際に志賀原発周辺にある断層を踏まえて計算する。今回の「特定しない」は、敷地周辺を詳しく調べても多くの地震を考慮したと仮定し「切れない」として未知の地震がどの程度と仮定して計算するもの。活断層の存在が指摘されていないエリアは、04年の北海道沖地震や09年の岩手・宮城内陸地震を用いて、志賀原発の揺れを評価する。

12日の審査会合で北電は、前回会合で認められた志賀原発の「地下構造」に

基づき、留萌支庁南部地震が起きた場合の揺れを計算し、水平方向の最大加速度を0.20gとしたと説明。規制委が設定した基準「標準応答スペクトル」の場合も、最大5.48gの地震動を算出したとした。

鳥取県西部、岩手・宮城内陸の2つの地震については、その震源周辺と志賀原発の敷地周辺に類似性がないとして「志賀原発の地震動に考慮する必要はない」との見解を示した。鳥取の震源付近は活断層が少なく、岩手・宮城は火山噴出物に覆われたエリア。これに対し、志賀原発周辺は活断層が活動を繰り返してきた地域で、火山はなかった。

規制委は、こうした北電の評価を妥当と判断した。これら「0.20g」「5.48g」を用いて、志賀原発の基準地震動の算定を進められることとなった。残る要件「震源を特定した地震動」は、審査中の周辺断層の評価を終えてから取り組む見通し。

令和 7年 9月 13日 北日本新聞

別 表

本件原子力発電所に係る主な審査会合

開催日	主な内容
平成 26 年 8 月 26 日 (1 回目)	第 132 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・新規制基準適合性審査に係る申請の概要について説明。
令和 5 年 3 月 3 日 (37 回目)	第 1121 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・敷地内断層に係る審議完了。
令和 7 年 2 月 21 日 (48 回目)	第 1321 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・火山事象に係る審議完了。
令和 7 年 4 月 11 日 (50 回目)	第 1334 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・地下構造に係る審議完了。
令和 7 年 9 月 12 日 (51 回目)	第 1358 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・「震源を特定せず策定する地震動」に係る審議完了。
令和 7 年 11 月 21 日 (52 回目)	第 1371 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・敷地周辺の断層（陸域）について説明。
令和 7 年 12 月 26 日 (53 回目)	第 1382 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ・敷地周辺の断層（海域）について説明。